

岩手県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年8月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第54号

岩手県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県収入証紙条例施行規則（昭和48年岩手県規則第27号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p><u>1</u> この規則は、公布の日から施行する。</p> <p><u>2</u> 市町村又は売りさばき人が、平成24年3月31日までに平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により流失した証紙に代えて当該証紙の流失を証する書類を提出したときは、<u>第19条第1項第2号の規定にかかわらず、当該書類を他の証紙と交換することができる。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。